

一般住宅にも住宅用火災警報器の設置が義務付けとなります。

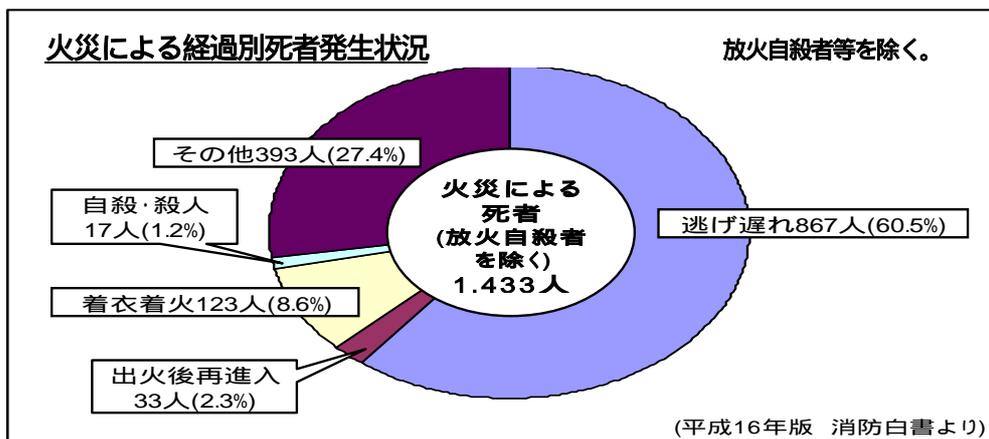
宮古地区広域行政組合火災予防条例が改正され、住宅にも住宅用火災警報器の設置が義務付けとなりました。

新築住宅は、平成18年6月1日から

既存住宅は、平成23年6月1日から

なぜ住宅に「住宅用火災警報器」が必要なのですか？

住宅火災による死者が急増中だからです。しかも死者の半数以上が高齢者です。



住宅火災警報器はどこに設置するのですか？

天井の場合	壁の場合	エアコンなど吹き出し口付近の場合
警報器の中心(感知部)を壁から60cm以上離して取り付けます。天井にはりがある場合には、はりから60cm以上離します	天井から15~50cm以内に警報器の中心(感知部)がくるようにします。	エアコンや換気扇の吹き出し口付近では1.5m以上離します。

【お問合せ先】 宮古地区広域行政組合 消防課 予防係 0193-71-1159
または、最寄りの各消防署・分署へ問い合わせてください。